

東証先物・オプション取引に係る清算機関変更に伴う実務上の変更点について

平成15年10月9日・10日  
株式会社東京証券取引所  
株式会社日本証券クリアリング機構

項目	現 行（移行日前日まで）	変更後（移行日から）	備 考
<b>・ 清算参加者制度</b>			
(1) 清算資格	・ <u>東証</u> における清算資格	・ <u>クリアリング機構</u> における清算資格	・ クリアリング機構の清算資格の取得手続き等に関する今後のスケジュールについては別添1のとおりとなります。
(2) 代表者・責任者宛通知	・ <u>東証WAN</u> により通知	・ <u>J S C C W A N</u> により通知	・ 現在クリアリング機構の参加者ではない場合は、J S C C W A N 利用開始の申込手続きが必要となります。（具体的な手続きについては、別途御案内いたします。）
(3) 代表者等の届出・財務状況等の報告	・ <u>東証</u> に対し届出・報告を実施	・ <u>クリアリング機構</u> に対し届出・報告を実施	・ クリアリング機構への提出書類フォーマットはJ S C C W A N に掲載します。 ・ 東証の取引参加者としての届出・報告については、引き続き東証に対し行うこととなります。
<b>・ 決済事務関係</b>			
1. 債務引受主体	・ <u>東証</u> が債務引受け	・ <u>クリアリング機構</u> が債務引受け	・ 移行日前日の東証における建玉は、移行日にクリアリング機構に引き継がれます。
2. 転売・買戻し、権利行使関係			・ 転売・買戻し申告の相手方はクリアリング機構となりますが、東証への事務委託により、実務上の窓口は現行どおり東証となります。

項目	現 行（移行日前日まで）	変更後（移行日から）	備 考
(1) 転売・買戻し、権利行使の申告等	・東証の売買システムを利用して申告等を実施	・同左	
(2) 転売・買戻し訂正等各種訂正処理	・東証に所定の書面を提出	・同左	・自己・委託訂正等に伴い、委託分取引証拠金所要額に変更が発生する場合、クリアリング機構へ申告が必要となります。（4．参照。）
3．決済事務			
(1) 資金決済	・クリアリング機構に届け出ている資金決済銀行又は日本銀行に開設された参加者の口座とクリアリング機構の口座との間で決済	・同左	・資金決済時限等は現行どおりとなります。
(2) 国債DVP決済	・クリアリング機構の口座との間で決済	・同左	
4．取引証拠金			
(1) 取引証拠金の預託・返戻事務			
取引証拠金の預託	<b>【現金】</b> ・クリアリング機構の銀行口座への振込みにより預託 <b>【株券等】</b> ・クリアリング機構の保振口座（担保口：1955040）への振替により預託	<b>【現金】</b> ・同左  <b>【株券等】</b> ・同左	

項目	現行（移行日前日まで）	変更後（移行日から）	備考
取引証拠金の保管	<p>【国債】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリアリング機構の日銀口座への振替により預託 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 参加者（コード） クリアリング機構（0909）</li> <li>➢ 種別（コード） <u>種別名なし（00）</u></li> <li>➢ 口座区分 自己口 / （01/03）</li> </ul> </li> <li>・東証が保管</li> </ul>	<p>【国債】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリアリング機構の日銀口座への振替により預託 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 参加者（コード） 同左</li> <li>➢ 種別（コード） <u>分別管理口（30）</u></li> <li>➢ 口座区分 同左</li> </ul> </li> <li>・<u>クリアリング機構</u>が保管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移行日前日に東証に預託されている取引証拠金は、移行日にクリアリング機構に引き継がれます。この取引証拠金の引継ぎに関しては、特段の手続きは必要ありません。</li> </ul>
取引証拠金の返戻	<p>【現金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリアリング機構の銀行口座から参加者の銀行口座への振替により返戻</li> </ul> <p>【株券等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>東証の保振口座（担保口：1950140）</u>から参加者の保振口座への振替により返戻</li> </ul> <p>【国債】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東証の日銀口座から参加者の日銀口座への振替により返戻 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 参加者（コード） <u>東証（0906）</u></li> </ul> </li> </ul>	<p>【現金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul> <p>【株券等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>クリアリング機構の保振口座（担保口：1955040）</u>から参加者の保振口座への振替により返戻</li> </ul> <p>【国債】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>クリアリング機構</u>の日銀口座から参加者の日銀口座への振替により返戻 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 参加者（コード） <u>クリアリング機構（0909）</u></li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返戻元が変更となりますので御注意ください。</li> <li>・返戻元が変更となりますので御注意ください。</li> </ul>

項 目	現 行（移行日前日まで）	変更後（移行日から）	備 考
<p>(2) SPAN等関連業務</p> <p>SPANリスク・パラメーターファイル（日々公表分）</p> <p>自己分証拠金所要額、差金・代金情報</p> <p>委託分証拠金所要額の申告</p> <p>委託分証拠金所要額の訂正申告</p> <p>SPANパラメーターの定例見直し、追加設定等</p> <p>(3) 緊急取引証拠金</p> <p>緊急取引証拠金の発動</p>	<p>▶ 種別（コード） 分別管理口（30）</p> <p>▶ 口座区分 自己口 / （01/03）</p> <p>・東証WAN（所報、提供書類）及び東証HPに掲載</p> <p>・東証WAN（提供書類）に掲載</p> <p>・東証WANを通じ東証に申告</p> <p>・東証WAN又は書面により東証に申告</p> <p>・東証WAN（所報）及び東証HPに掲載</p> <p>・東証が緊急取引証拠金の発動を決定</p>	<p>▶ 種別（コード） 同左</p> <p>▶ 口座区分 同左</p> <p>・東証WAN（所報、提供書類）及びクリアリング機構HPに掲載</p> <p>・同左</p> <p>・東証WANを通じクリアリング機構に申告</p> <p>・東証WAN又は書面によりクリアリング機構に申告</p> <p>・東証WAN（所報）及びクリアリング機構HPに掲載</p> <p>・クリアリング機構が緊急取引証拠金の発動を決定</p>	<p>・SPANリスク・パラメーターファイルのフォーマットは、現行どおりとなります。</p> <p>・東証HPにはクリアリング機構HPへのリンクを掲載します。</p> <p>・東証HPにはクリアリング機構HPへのリンクを掲載します。</p> <p>・発動基準等は現行どおりとなります。</p>

項目	現 行（移行日前日まで）	変更後（移行日から）	備 考
緊急取引証拠金発動通知	・東証WAN（所報） <u>東証HP</u> 及び <u>東証からの一斉FAX</u> により通知	・東証WAN（所報） <u>JSCCWAN</u> 、 <u>クリアリング機構HP</u> 及び <u>クリアリング機構からの一斉FAX</u> により通知	
緊急証拠金発動時のSPANリスク・パラメーターファイル	・東証WAN（所報、提供書類） <u>東証HP</u> に掲載	・東証WAN（所報、提供書類） <u>クリアリング機構HP</u> に掲載	・東証HPにはクリアリング機構HPへのリンクを掲載します。
緊急証拠金所要額・過不足額情報	・東証WAN（提供書類）に掲載	・同左	
5．清算基金等			
(1)先物・オプション取引に係る清算基金の取扱い	・「 <u>先物・オプション取引清算基金</u> 」(預り目的コード：65)として <u>東証</u> に預託	・「 <u>清算基金</u> 」(預り目的コード：60)として <u>クリアリング機構</u> に預託	
(2)清算基金の預託・返戻事務	・「4.(1)取引証拠金の預託・返戻事務」に記載する事務処理と同様	・変更後の「4.(1)取引証拠金の預託・返戻事務」に記載する事務処理と同様	・移行時の清算基金の取扱いについては別添2を御参照ください。 ・信認金及び取引参加者保証金の預託・返戻の取扱いについては現行どおりとなります。
6．紙による帳票の配付	・第二証券会館1階の帳票配付ボックスを利用し配付	・同左	・一部の帳票については帳票名等を変更
7．建玉報告等			

項目	現行（移行日前日まで）	変更後（移行日から）	備考
(1) 大口建玉報告	・東証W A Nを通じて東証に報告	-（変更なし）	・現行どおり東証の制度
(2) 建玉制限数量の公表	・東証W A N、東証H Pを通じて公表	-（変更なし）	・現行どおり東証の制度
(3) 建玉残高証明	・東証が申請を受け、東証が証明書を発行	・ <u>クリアリング機構</u> が申請を受け、 <u>クリアリング機構</u> が証明書を発行	
<b>・その他</b>			
1. 清算手数料	・ <u>定率負担金の一部</u> として東証に支払い	・ <u>清算手数料</u> として <u>クリアリング機構</u> に支払い	・手数料の徴収は口座振替による引落しにより行うため、現在クリアリング機構の参加者ではない場合は当該引落しのための口座の届出が必要となります。
2. 先物取引等に係るファイル伝送による情報提供サービス	・サービス提供希望者が東証と契約し、情報を取得	・サービス提供希望者が <u>クリアリング機構</u> と契約し、情報を取得	・利用料及びデータ形式等は現行と同様となる予定です。 ・契約手続き等は別途御案内いたします。

本資料では、東証の清算参加者がクリアリング機構の清算資格を取得する場合の取扱いについて記しています。

以上

東証先物・オプション取引に係る清算機関変更に向けたスケジュール

項目 \ 日程	2003年			2004年	
	10月	11月	12月	1月	2月
清算資格取得手続き	参加者説明会（九日・十日）		説明会（上旬） 清算資格取得手続き・移行処理に関する 業務方法書など改正内容の通知（上旬）	清算資格取得申請書等の提出など →	移行日（二日予定）
システム関係のスケジュール概略			↑ 手続き等を説明。 参加者テスト実施方法、JSCC WAN利用 上記説明会にて、システム（画面）変更点、	DVP WAN参加者テスト（任意参加）	

東証先物・オプション取引に伴う移行時の清算基金の取扱いについて

(東証総合取引参加者)

項目	～移行日前日		移行処理 (移行日朝実施)	移行日～
預り目的コード	60	65		60
所要額	現物取引清算基金 (A)	先物・オプション取引清算基金 (B)		清算基金 <sup>1</sup> (C)
預り目的と差入れ先及び保管先の関係				
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>移行日にクリアリング機構の先物・オプション取引に係る清算資格を取得する場合は、移行日前日に東証の「先物・オプション取引清算基金」を東証に預託していることが条件となります。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>移行日の朝、東証は、東証に「先物・オプション取引清算基金」として預託されている金銭及び代用有価証券を、参加者に代って「清算基金」としてクリアリング機構に預託します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移行日以後における「清算基金」の預託・返戻については、クリアリング機構との間で行うこととなります<sup>2</sup>。</li> </ul>

1 移行日以後の清算基金所要額 (C) はそれまでの計算方式を踏襲するため、現物取引清算基金の所要額 (A) と先物・オプション取引清算基金の所要額 (B) の合計額となります。

2 東証の「先物・オプション取引清算基金」は移行日に廃止されますので、移行日以後、東証に預託する必要はありません。



( 国債先物等取引参加者・株価指数先物等取引参加者・株券オプション取引参加者 )

項目	～ 移行日前日	移行処理 ( 移行日朝実施 )	移行日～
預り目的コード	6 5		6 0
所要額	先物・オプション取引清算基金 ( D )		清算基金 <sup>3</sup> ( E )
預り目的と差入れ先 及び保管先の関係	<p>東証 ( 東証先物・オプション取引の清算機関 ) 6 5</p> <p>クリアリング機構 ( 現物取引の清算機関 ) 6 5</p> <p>----- D</p> <p>国債先物等取引参加者 株価指数先物等取引参加者 株券オプション取引参加者</p>	<p>東証 ( 東証先物・オプション取引の清算機関 ) 6 5</p> <p>クリアリング機構 ( 現物取引の清算機関 ) 6 0</p> <p>国債先物等取引参加者 株価指数先物等取引参加者 株券オプション取引参加者</p>	<p>クリアリング機構 ( 現物取引及び東証先物・オプション取引の清算機関 ) 6 0</p> <p>----- E ( = D )<sup>3</sup></p> <p>国債先物等取引参加者 株価指数先物等取引参加者 株券オプション取引参加者</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>移行日にクリアリング機構の先物・オプション取引に係る清算資格を取得する場合は、移行日前日に東証の「先物・オプション取引清算基金」を東証に預託していることが条件となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移行日の朝、東証は、東証に「先物・オプション取引清算基金」として預託されている金銭及び代用有価証券を、参加者に代って「清算基金」としてクリアリング機構に預託します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移行日以後における「清算基金」の預託・返戻については、クリアリング機構との間で行うこととなります<sup>4</sup>。</li> </ul>

3 移行日以後の清算基金所要額 ( E ) については、それまでの計算方式を踏襲するため、先物・オプション取引清算基金の所要額 ( D ) と同一となります。

4 東証の「先物・オプション取引清算基金」は移行日に廃止されますので、移行日以後、東証に預託する必要はありません。